

## 館林藩高揃陣屋誘致運動に伴う住民の一断面

村山 正市

弘化2年(1845)11月山形城主秋元但馬守が上野国館林へ移封され、山形城主は水野越前守が遠江国濱松より5万石で入部。秋元氏の所領は、上野に4万石、河内に2万7千石、出羽国村山一帯に4万6千石であった。南北高揃村・清池村の3か村は館林秋元領となる。飛地領を支配するために、陣屋を置く必要があった。

その際に、明和・天保年間以前の領地の25カ村は漆山に陣屋を、弘化2年からの領地である楯岡村など11カ村は高揃に陣屋を誘致しようと運動を行う。いち早く運動を開始したのが、北高揃村であった。漆山は寛文年間幕領時代からの陣屋があり、最上氏時代には、鈴木備後守千石の楯跡があった場所である。高揃も最上氏時代には齋藤伊予守5千石の楯跡であった。10月16日館林藩は、漆山を公事方、高揃を御蔵屋敷と定めた。しかし、その後も運動は収まらず。嘉永元年12月1千両献納に対し、高揃村など11カ村は嘉永元年の災害で年貢不良のため、6百両の献納、そして無尽講と言い出したため問題が起こり、嘉永2年(1849)高揃陣屋は廃止となり、村役人は解任、木戸の処分となる。高揃陣屋はその後、非役家臣の長屋、御屋敷学問所(郷学校)に利用された。

この陣屋誘致に対する住民の儉約について文書で紹介する。

1、右者去弘化四年未年御陣屋御造立ニ付、右専地御高引有之共、一汁一菜酒ヲ三献ニ限り儉約ヲ守として随分窮と可段候事

1、佛事共相勤御共一汁一菜何義よりても酒ハ一切相用不申様一統相守可申事

1、火の元盡夜念入齊懈怠相守可申事

右三条堅相守組中江不洩様急度可申通候 以上

丑 六月

村役人

当時、秋元氏の藩財政は、御用金で維持しているようなもので、赤字状態が続き、藩財政が苦しく、借金の状態で、陣屋建設費用や修繕費用も誘致する村が負担するような状態であった。漆山陣屋は修繕、高揃は畑地の状態であり、新築して、弘化4年に完成したばかりであった。古文書は現物が見つけられず、大木善太郎氏「高揃村史稿」大正5年高揃尋常高等小学校による。